保護者のみなさまへ

学校生活で必要な手続き、教育相談のお知らせ

旭市教育委員会　学校教育課

転居・転校の手続き

市内で他の学区へ転居し転校する場合

①在籍校から転校に必要な書類を交付してもらい、市民生活課（または支所住民室）で転居の手続き後、学校教育課へお越しください。

②転校する学校へ事前に連絡し、在籍校より交付された書類を提出してください。

市内の学校から他市町村の学校へ転校する場合

①在籍校より転校に必要な書類を交付してもらい、市民生活課で転出の手続き後、学校教育課へお越しください。

②転校先の教育委員会へ転校に必要な書類を持参し、手続きをしてください。

他市町村の学校から市内の学校へ転校する場合

①市民生活課で転入手続後、学校教育課へお越しください。

②在籍校より交付された書類を転校先の学校へ提出してください。

義務教育費用に困るとき（就学援助）

市内に住所を有する児童又は生徒が、経済的な理由により就学が困難な場合、保護者へ学用品費や学校給食費などの一部が就学援助費として支給されます。

詳しくは、在学する学校または教育委員会学校教育課にご相談ください。

支給対象

・生活保護を受けている家庭

・生活保護を受けていないが、それに準ずる程度に生活が困窮している家庭

※世帯の収入・資産・預金などの状況、子どもの生活状態を確認し、認定の判定を行います。

申請方法

４月上旬に旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給申請書と関係書類を提出してください。

【問い合わせ先】教育委員会　学校教育課　学務班　電話 55 - 5724

旭市育英資金育英生

高等学校及び高等専門学校、大学等へ進学を予定している方、または在学している方で、優れた資質を有し、経済的な理由で就学が困難な方に育英資金を給付しています。中学校在学中の場合は、中学校を通じて申し込みます。

【問い合わせ先】教育委員会　学校教育課　学務班　電話 55 - 5724

スクールカウンセラー

中学校及び教育委員会に配置されています。小・中学生のお子さんの教育相談を希望する方は、各学校または教育委員会学校教育課にお申し込みください。

【問い合わせ先】
教育委員会 学校教育課 指導班
電話 55 - 5726

適 応 指 導 教 室
（フレンドあさひ）

様々な理由により不登校となっている小・中学生のお子さんを対象に、週 4 日開級しています。
見学希望の方は、学校とご相談の上、教育委員会学校教育課担当までご連絡ください。
詳しくはご相談ください。

【問い合わせ先】
教育委員会 学校教育課 指導班
電話 55 - 5726

特 別 支 援 教 育 の 就 学 相 談

ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）、ＬＤ（学習障害）、自閉症など発達障害を含む障害のあるお子さんが、周囲のあたたかいかかわりと正しい理解・支援によって、自分らしく生き生きと学校生活を送るために、就学先の心配等がありましたら相談総合窓口**「ステップダイヤル」（電話５５ - ５７２６）**にご相談ください。

※始めに「ステップ相談窓口をお願いします。」とお伝えください。
教育委員会　学校教育課　指導班内に設置

旭市教育委員会　学校教育課　案内図
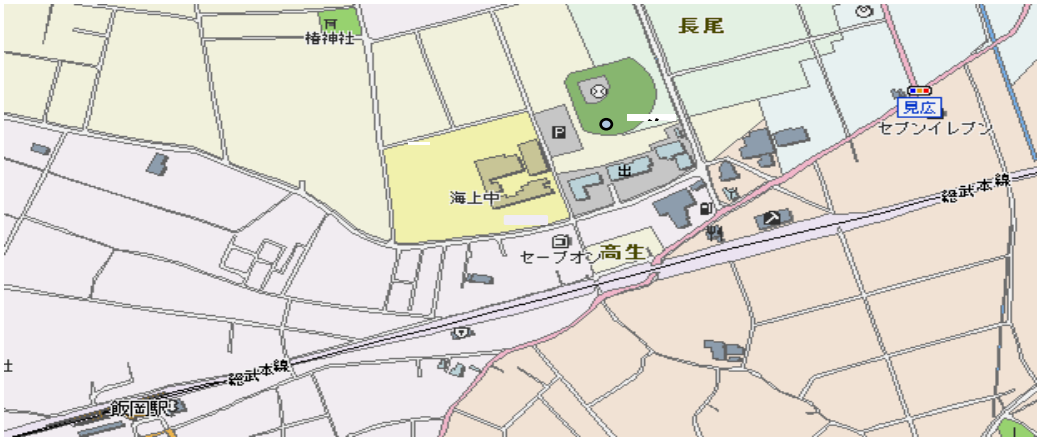
旭市高生１番地　（海上支所 2 階）